

# 船舶事故調査報告書

令和4年3月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和3年7月6日 11時45分ごろ（死亡時刻：7月6日 13時10分）
発生場所	広島県福山市 <sup>はしり</sup> 走島南方沖 <sup>はしり</sup> 走港浦友新防波堤灯台から真方位214° 2.8海里（M）付近 （概位 北緯34° 17.9′ 東経133° 24.3′）
事故の概要	漁船 <sup>だいら</sup> 第八大利丸は、操業中、甲板員A <sub>1</sub> が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年10月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×A×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八大利丸、9.99トン（従船） KA2-1171（漁船登録番号）、個人所有、大平水産株式会社（A社） 14.54m（Lr）×3.26m×0.96m、FRP ディーゼル機関、143kW（動力漁船登録票による）、昭和57年3月30日 B 漁船 第七大利丸、9.96トン（主船） KA2-1170（漁船登録番号）、個人所有、A社 14.54m（Lr）×3.25m×0.96m、FRP ディーゼル機関、143kW（動力漁船登録票による）、昭和57年3月30日
乗組員等に関する情報	A 船長A 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年4月13日 免許証交付日 平成29年2月27日 （令和4年9月2日まで有効） 甲板員A <sub>1</sub> 54歳 B 船長B 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年6月26日 免許証交付日 平成30年8月27日 （令和6年6月25日まで有効）

死傷者等	A 死亡 1人（甲板員A <sub>1</sub> ） B なし
損傷	A なし B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約1.7m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、海水温 約28～29℃、 気温 約32～33℃
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員A<sub>1</sub>ほか2人が乗り組み、A船の右舷側と船長Bほか3人が乗り組んだB船の左舷側を接舷させてワイヤ（もやい）で船首側と船尾側の2か所を固定して横抱き状態とし、運搬船である僚船2隻と共に船団を組み、二そういわし船びき網漁を行う目的で、令和3年7月6日05時30分ごろ、走島周辺の漁場に向けて香川県三豊市仁尾港を出港した。</p> <p>船長A及び船長Bは、07時00分ごろ走島南西方沖の漁場に到着して2回の操業を行って揚網した後、再びA船とB船を横抱き状態として、魚群探索を行った。</p> <p>船団を指揮する船長Bは、走島南西方沖で魚群を発見して操業開始のブザーを鳴らし、船長Aに左転の指示をした。</p> <p>船長A及び船長Bは、A船の船首甲板上にいた甲板員A<sub>1</sub>が、船尾側のもやいの解除作業の準備で船尾方に向けて、A船の船橋右舷側の通路を歩いていくのを見た。</p> <p>B船の左舷船首部で船首側のもやいの解除作業の準備をしていた甲板員（以下「甲板員B」という。）は、11時45分ごろ船尾方のA船とB船の間の海面に青いカップのようなものが見えたので、A船の右舷側甲板上を見て甲板員A<sub>1</sub>がいないことに気付き、船尾方を指さして甲板員A<sub>1</sub>が落水したと船長Aに向けて叫んだ。</p> <p>船長Aは、A船とB船の船尾甲板上にいた乗組員に投網の合図をしたところ、甲板員Bの声を聞いて、船尾方を見て船尾方50～70m付近の海面に浮いている甲板員A<sub>1</sub>を発見した。</p> <p>船長Bは、A船の船尾からロープを持って甲板員A<sub>1</sub>の所まで泳いで行き、甲板員A<sub>1</sub>に意識があることを確認してから、甲板員A<sub>1</sub>の左手にロープを巻き付けてA船に引き寄せた。</p> <p>A船の船尾甲板上にいた甲板員（以下「甲板員A<sub>2</sub>」という。）は、甲板員A<sub>1</sub>の手からロープが離れるのを見て、船尾から飛び込んで甲板員A<sub>1</sub>の救命胴衣を掴んでA船まで引き寄せた。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、A船の船尾甲板上に引き揚げられてから、僚船により、乗組員に救命措置を施されながら福山市鞆港まで運ばれ、救急車で福山市内の病院に搬送された後、医師により13時10分に溺水による死亡と検案された。</p> <p>海上保安庁への通報は、消防署より13時03分に行われた。</p>

	(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船及びB船、写真2 A船及びB船、付図2 船体略図 参照)
その他の事項	<p>A船及びB船は、漁場の移動や魚群探索を行うときは横抱き状態で航行し、魚群を発見したら船長Bが操業開始を指示し、両船の船尾から網を投入しながら左右どちらかに180°旋回した後、両船を連結している船首と船尾のもやいを解除して両船の間隔を空けて、二そう引きで網を引き、いわし等を漁獲していた。</p> <p>A船の船橋右舷側には、ハンドレールが設置されていた。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>が落水したA船の船橋右舷側の通路は、幅が約67cm、ブルワークの甲板からの高さが約41cmあった。</p> <p>A船の乗組員は、甲板員A<sub>1</sub>に対して、危険な行為等については、適宜、注意していた。</p> <p>A船及びB船の乗組員は、甲板員A<sub>1</sub>がA船から落水する瞬間を目撃したものはなかった。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、青いゴム製オーバーオールのカップの上に固定式ベストタイプの救命胴衣を着用していた。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、これまでに漁船に乗り組んだ経験はなく、6月14日に本船に初めて乗船した。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 A あり、B あり</p> <p>船体・機関等の関与 A なし、B なし</p> <p>気象・海象等の関与 A なし、B なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>の死因は、溺水であった。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、A船及びB船が走島南西方沖の漁場において二そういわし船びき網漁を操業中、A船の船橋右舷側の通路を船尾方に移動していたとき、落水して溺死したものと推定される。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、船尾側のもやいの解除作業を行うことから、A船の船首甲板上から船橋右舷側の通路を通して船尾方に移動していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、走島南西方沖の漁場において、A船及びB船が二そういわし船びき網漁を操業中、甲板員A<sub>1</sub>が、A船の船首甲板上から船橋右舷側の通路を通して船尾方に移動していたとき、落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、構造物に設置されたハンドレール等に手をかけるなどして落水防止に努めること。</li> <li>・船長は、操業経験が少ない乗組員に対して、危険と考えられる行動があった場合は、その都度、注意喚起及び指導を行うこと。</li> <li>・船長は、事故発生後、負傷者等の救護、救助のため、速やかに海</li> </ul>

	上保安庁に通報すること。
--	--------------

付図1 事故発生経過概略図

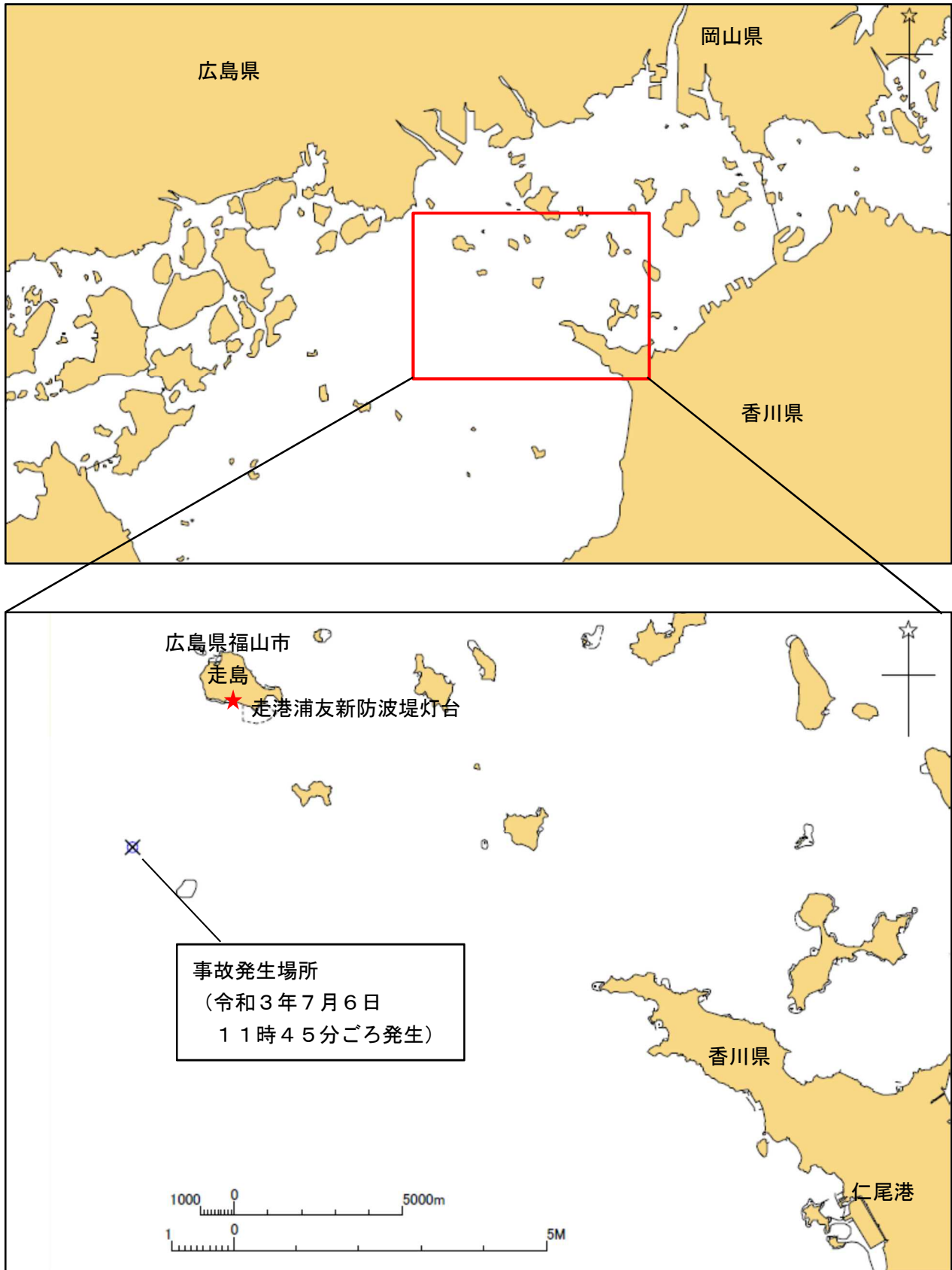


写真1 A船及びB船



写真2 A船及びB船



付図2 船体略図

